金融广

疑わしい取引の届出手続きと届出にあたってのお願い

以下は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(平成11年法律第136号)第54条の規定に基づき、金融庁長官に届出をすることとされている金融機関等の具体的な届出手続きと届出にあたってお願いしたい事項をとりまとめたものです。

1. 届出書の作成

フレキシブルディスクによる届出又は書面による届出のいずれかの方式を選ぶことができます。

(1) フレキシブルディスクによる届出

金融機関等が届出事項を容易に入力できるソフトウエアを提供しています。希望される金融機関等には、金融庁総務企画局総務課特定金融情報室(以下「特定金融情報室」)又は各財務局で入力ソフトのインストール用CD-ROMを貸出ししています。入力ソフトの動作環境については特定金融情報室にお問合せください。

フレキシブルディスクでの届出の際は、疑わしい取引の届出の方法等に関する命令(平成11年12月8日総理府令・法務省令第1号)別紙様式5「フレキシブルディスク提出票」を添えて提出してください。フレキシブルディスク提出票は提出1回につき1枚の提出で差し支えありません。フレキシブルディスクに記録されている取引の相手方が複数の場合は、記録されている取引の相手方が明確にわかるよう区分してフレキシブルディスク提出票に記入してください。

フレキシブルディスクには、金融機関等の名称及びフレキシブルディスク提出 票の文書番号を記入したシールを必ず貼ってください。提出いただいたフレキシ ブルディスクは後日返却します。

(2)書面による届出

取引の相手方ごとに届出書1通を作成してください。

(3)記載(入力)上の留意点

届出書裏面の「記載上の注意」では、取引の相手方の氏名又は名称について、 外国人の場合、原則としてアルファベットで記入することとしていますが、取引 で通常、漢字表記の氏名を使用している外国人については、日本人の場合に準じて漢字で記載(入力)してください。

備考欄には、届出の取引に該当する「疑わしい取引の参考事例」(後述)の番号 も記入してください。

2.添付資料《お願い》

届出の対象となった取引及び取引の相手方に関して、取引明細、取引申込書、顧客管理資料、本人確認資料等参考となる資料の写し1部を添付してください。なお、添付資料の用紙サイズは、可能な限り日本工業規格A4に統一してください。

3. 届出先及び届出方法

金融庁長官へ届け出することとされている金融機関等は、特定金融情報室あてに持参 又は郵送により届け出てください。郵送による場合は書留・速達扱いとしてください。 (あて先) 〒100-8967

> 東京都千代田区霞が関3-1-1_(注) 金融庁 総務企画局 総務課 特定金融情報室

(注)上記郵便番号をご記入いただければ、住所記載は不要です。

4.受領確認書

届出受領の確認が必要な場合は、あて先を明記し切手を貼った封筒と別紙様式1を届出の際に提出してください。別紙様式1に接受印を押印して返送します。

5. 疑わしい取引の参考事例

疑わしい取引の届出は、金融機関等が疑わしさを判断し届け出ることとされています。 金融庁では、その判断の参考としていただくために「疑わしい取引の参考事例」(別添) を作成しています。

参考事例は疑わしい取引の類型を網羅的に列挙したものではなく、これに該当しない取引であっても、金融機関等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となりますので、ご注意ください。

6.疑わしい届出担当者の登録《お願い》

届出に関して、金融庁から問い合わせを行うことがあります。疑わしい取引届出担当者に確実に連絡が行えるよう、疑わしい届出担当者の登録にご協力ください。疑わしい届出担当者の氏名、部署・役職、連絡先を別紙様式2に記入し、特定金融情報室へお送りください。

受領確認書

金融機関名:	
<u> </u>	

届出書文書番号 (フレキシブルディスク提出票文書番号)	金融庁接受印	

(用紙サイズ:日本工業規格A4)

(別紙様式2)

疑わしい取引の届出担当者

平成	年	月	日現在
金融機関名:			

フリガナ 氏名	部署	役職	電話番号	ファクシミリ番号

(用紙サイズ:日本工業規格A4)

疑わしい取引の参考事例

(預金取扱い金融機関)

第1 現金を使用する取引に係る事例

- 1 多額の現金(外貨を含む。以下同じ。)又は小切手により、入出金(有価証券の 売買、送金及び両替を含む。以下同じ。)を行う取引。但し、顧客の職業、事業内 容等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な理由が あると認められる場合を除く。
- 2 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入出金の総額が多額である場合。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多額の現金又は小切手を 保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 3 多量の小額通貨(外貨を含む。)により入金又は両替を行う取引。但し、顧客の 職業、事業内容等から、当該多量の小額通貨を保有していることについて合理的な 理由があると認められる場合を除く。
- 4 夜間金庫への多額の現金の預入れ又は急激な利用額の増加に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多額の現金を保有していること又は当該急激な利用額の増加について合理的な理由があると認められる場合を除く。

第2 口座開設に係る事例

5 架空名義口座又は借名口座の開設を企図した疑いのある顧客に係る取引(本人確認が未済等の理由により口座開設に至らなかった場合を含む。)。

特に、口座開設時の本人確認等に際し、顧客に次のことが認められる場合。

- イ 本人確認書類の提示を拒む場合(合理的な理由がなく、本人確認書類以外による確認を希望する場合を含む。)。
- ロ 来店者のうち、本人確認書類をコピーで提示し、合理的な理由がなく、原本 の提示を拒む場合。
- ハ 虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する場合。
- 二 合理的な理由がないにもかかわらず、口座の開設手続きを行う者と口座の名義人が異なる場合(本人確認等の過程において、口座の開設手続きを行う者と口座の名義人が異なることが判明した場合を含む。)。
- 6 口座開設後、架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座に係る取引。 特に、口座開設後、顧客に連絡等を行った場合において、口座開設時の本人確認等 に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いがあることが判明した場合。
- 7 口座開設後、口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座に係る取引。特に、口座開設後、顧客である当該法人に連絡等を行った場合において、口座

開設時の本人確認等に関する情報 (住所、電話番号等)に虚偽の疑いがあることが 判明した場合。

- 8 住所と異なる連絡先にキャッシュカード等の送付を希望する顧客又は通知を不要とする顧客に係る取引。但し、法人で業務上の必要性から異なる連絡先への送付を求める場合、個人で勤務先に送付を求める場合等、合理的な理由がある場合を除く。
- 9 本人確認が未済等の理由により、メールオーダーによる口座開設に至らなかった 顧客に係る取引。
- 10 多数の口座を開設しようとする顧客に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多数の口座を開設することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 1 1 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る取引。但し、顧客の職業、 事業内容等から、当該多数の口座を保有することについて合理的な理由があると認 められる場合を除く。
- 12 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る取引。例えば、顧客が自宅付近の支店でも同種の取引が可能であるにもかかわらず、殊更遠方の支店において取引を行う場合。

第3 口座を利用した取引に係る事例

- 13 口座開設後、短期間で多額又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約又は取引が 休止した口座に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該口座解約又は 入出金の動きについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 14 多額の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該入出金の動きについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 15 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該送金について合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 16 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合。但し、顧客の職業、事業内容等から、 当該送金又は出金について合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 17 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該入出金の動きについて合理的な 理由があると認められる場合を除く。
- 18 経済合理性から見て異常な取引。例えば、預入れ額が多額であるにもかかわらず、 合理的な理由もなく、利回りの高い商品を拒む場合。

第4 債券等の売買に係る事例

19 大量の債券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。但し、顧客の資産

状況、事業内容、取引経過等から、当該大量の債券等を保有していることについて 合理的な理由があると認められる場合を除く。

- 20 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により債券等の売買の決済が行われた取引。但し、預金小切手、本人の取引先及び本人への融資先からの送金等、第 三者と本人との関連が明らかな場合を除く。
- 2 1 現金又は小切手による多額の債券の買付けにおいて、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用せず、本券受渡しを求める顧客に係る取引。

第5 保護預り・貸金庫に係る事例

- 22 保護預り及び信託取引の開始状況等に着目した事例については、「第2 口座開設に係る事例」に準じる。
- 23 貸金庫の利用開始状況等に着目した事例については、「第2 口座開設に係る事例」に準じる。
- 24 頻繁な貸金庫の利用。但し、顧客の職業、事業内容等から、合理的な理由があると認められる場合を除く。

第6 外国との取引に係る事例

- 25 他国への送金にあたり、虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する顧客 に係る取引。特に、送金先、送金目的、当該支店の利用等に合理的な理由があると 認められない情報を提供する顧客に係る取引。
- 26 短期間のうちに頻繁に行われる外国送金で、送金総額が多額にわたる取引。但し、 顧客の職業、事業内容等から、当該送金について合理的な理由があると認められる 場合を除く。
- 27 経済合理性のない目的のために他国へ多額の送金を行う取引。
- 28 経済合理性のない多額の送金を他国から受ける取引。
- 29 多額の旅行小切手又は送金小切手(外貨建てを含む。)を頻繁に作成又は使用する取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該作成又は使用について合理的な 理由があると認められる場合を除く。
- 30 資金洗浄対策に消極的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客が行う取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 3 1 資金洗浄対策に消極的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人を含む。) との間で顧客が行う取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 3 2 資金洗浄対策に消極的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人を含む。)から紹介された顧客に係る取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。

第7 融資に係る事例

- 3 3 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。但し、顧客の職業、事業内容、資産状況等から、当該返済資金を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 3 4 融資対象先である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。但し、担保提供の経緯、資金の使途等から、合理的な理由があると認められる場合を除く。

第8 その他の取引に係る事例

- 35 複数人で同時に来店し、別々の店頭窓口担当者に多額の現金取引や外国為替取引を依頼する一見の顧客に係る取引。
- 3 6 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- 37 自行職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- 38 自行職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条(犯罪収益等限匿)又は第11条(犯罪収益等収受)の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- 39 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- 40 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- 41 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。

(保険会社)

第1 現金を使用する取引に係る事例

- 1 多額の現金(外貨を含む。以下同じ。)又は小切手により、保険料を支払う契約者に係る取引。但し、契約者の職業、事業内容等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 2 多額の保険金支払い又は保険料払戻しであるにもかかわらず、現金又は小切手による支払いを求める顧客に係る取引。但し、契約者の職業、事業内容等から、当該 現金又は小切手による支払いを求めることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 3 短期間のうちに行われる複数の保険契約に対する保険料支払いで、現金又は小切手による支払い総額が多額である場合。但し、契約者の職業、事業内容等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 4 多量の小額通貨(外貨を含む。)により保険料が支払われる取引。但し、契約者の職業、事業内容等から、当該多量の小額通貨を使用することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。

第2 新規契約締結に係る事例

5 架空名義又は借名で保険契約の締結を企図した疑いのある契約者に係る取引(本 人確認が未済等の理由により契約締結に至らなかった場合を含む。)。

特に、契約締結時の本人確認等に際し、契約者に次のことが認められる場合。

- イ 本人確認書類の提示を拒む場合(合理的な理由がなく、本人確認書類以外による確認を希望する場合を含む。)。
- ロ 来店者のうち、本人確認書類をコピーで提示し、合理的な理由がなく、原本 の提示を拒む場合。
- ハ 虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する場合。
- 二 合理的な理由がないにもかかわらず、契約手続きを行う者と契約者が異なる場合(本人確認等の過程において、契約手続きを行う者と契約者が異なることが判明した場合を含む。)。
- 6 保険契約締結後、架空名義又は借名であるとの疑いが生じた契約者に係る取引。 特に、契約締結後、契約者に連絡等を行った場合において、契約締結時の本人確認 等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いがあることが判明した場合。
- 7 保険契約締結後、契約者である法人の実体がないとの疑いが生じた保険契約に係る取引。特に、契約締結後、契約者に連絡等を行った場合において、契約締結時の本人確認等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いがあることが判明した場合。
- 8 住所と異なる連絡先に保険証券等の証書類の送付を希望する契約者に係る取引。

- 但し、法人で業務上の必要性から異なる連絡先への送付を求める場合、個人で勤務 先に送付を求める場合等、合理的な理由がある場合を除く。
- 9 本人確認が未済等の理由により、通信販売による保険契約締結に至らなかった申込者に係る取引。
- 10 多数の保険契約を締結しようとする申込者に係る取引。但し、契約者の職業、事業内容等から、当該多数の保険契約を締結することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 1 1 多数の保険契約を締結していることが判明した契約者に係る取引。但し、契約者の職業、事業内容等から、当該多数の保険契約を締結していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 12 多額の保険料支払いを内容とする保険契約を締結しようとする申込者に係る取引。特に、保険料の支払方法が年払い又は一時払いの場合。但し、申込者の職業、事業内容等から、当該保険契約の締結について合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 13 当該支店に保険契約の申込みをする明らかな理由がない顧客に係る取引。例えば、顧客が自宅付近の支店でも同種の契約締結が可能であるにもかかわらず、殊更遠方の支店において申込みを行う場合。
- 14 経済合理性から見て異常な取引。例えば、契約者が契約時に満期返戻金よりも短期解約について関心を持つ場合や不自然に早期の解約が行われる場合。

第3 契約締結後の事情に着目した事例

- 15 突然、保険料の支払方法を少額の月払いから年払い又は一時払いへ変更した契約者に係る取引。但し、契約者の資産、事業内容の変化等から、当該変更について合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 16 突然、多額の保険料の支払いが必要となる高額保険へ変更した契約者に係る取引。但し、契約者の資産、事業内容の変化等から、当該変更について合理的な理由があると認められる場合を除く。

第4 債券等の売買に係る事例

- 17 大量の債券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。但し、顧客の資産 状況、事業内容、取引経過等から、当該大量の債券等を保有していることについて 合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 18 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により債券等の売買の決済が行われた取引。但し、預金小切手、本人の取引先及び本人への融資先からの送金等、第 三者と本人との関連が明らかな場合を除く。

第5 外国との取引に係る事例

19 資金洗浄対策に消極的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域において、保険金

- の受取りを希望する保険金受取人又は解約返戻金の受取りを希望する契約者で、虚 偽の疑いのある情報又は不明瞭な情報を提供する者に係る取引。
- 20 資金洗浄対策に消極的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く契約者に係る取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 2 1 資金洗浄対策に消極的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人を含む。)から紹介された契約者に係る取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。

第6 融資に係る事例

- 22 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。但し、顧客の職業、事業内容、資産状況等から、当該返済資金を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 23 融資の相手方である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。但し、担保提供の経緯、資金の使途等から、合理的な理由があると認められる場合を除く。

第7 その他の取引に係る事例

- 2 4 企業や団体を契約者とする場合で、不自然に高額な保険料を払い込む又は早期の 解約が行われる、個々の被保険者の加入意思の確認が困難な保険契約。
- 25 契約者が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む契約者に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- 26 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- 27 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条(犯罪収益等限匿)又は第11条(犯罪収益等収受)の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- 28 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該 取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知 っている疑いがあると認められる場合。
- 29 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- 30 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引。

(証券会社、外国証券会社及び投資信託委託業者)

第1 現金を使用する取引に係る事例

- 1 多額の現金(外貨を含む。以下同じ。)又は小切手により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 2 短期間のうちに頻繁に行われる株式、債券、投資信託等への投資で、現金又は小 切手による取引総額が多額である場合。但し、顧客の職業、事業内容、これまでの 投資傾向等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な 理由があると認められる場合を除く。
- 3 多量の小額通貨(外貨を含む。)により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多量の小額通貨を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。

第2 口座開設に係る事例

4 架空名義口座又は借名口座の開設を企図した疑いのある顧客に係る取引(本人確認が未済等の理由により口座開設に至らなかった場合を含む。)。

特に、口座開設時の本人確認等に際し、顧客に次のことが認められる場合。

- イ 本人確認書類の提示を拒む場合(合理的な理由がなく、本人確認書類以外による確認を希望する場合を含む。)。
- ロ 来店者のうち、本人確認書類をコピーで提示し、合理的な理由がなく、原本 の提示を拒む場合。
- ハ 虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する場合。
- 二 合理的な理由がないにもかかわらず、口座の開設手続きを行う者と口座の名 義人が異なる場合(本人確認等の過程において、口座の開設手続きを行う者と 口座の名義人が異なることが判明した場合を含む。)。
- 5 口座開設後、架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座に係る取引。 特に、口座開設後、顧客に連絡等を行った場合において、口座開設時の本人確認等 に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いのあることが判明した場合。
- 6 口座開設後、口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座に係る取引。特に、口座開設後、顧客である当該法人に連絡等を行った場合において、口座開設時の本人確認等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いのあることが判明した場合。
- 7 住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る取引。 但し、法人で業務上の必要性から異なる連絡先への送付を求める場合、個人で勤務 先に送付を求める場合等、合理的な理由がある場合を除く。
- 8 本人確認が未済等の理由により、通信取引又はインターネット取引による口座開

設に至らなかった顧客に係る取引。

- 9 多数の口座を開設しようとする顧客に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多数の口座を保有することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 10 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多数の口座を保有することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 11 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る取引。例えば、自宅付近の支店でも同種の取引が可能であるにもかかわらず、殊更遠方の支店において取引を行う顧客に係る取引。

第3 投資に係る事例

- 12 通常は取引がないにもかかわらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該取引の動きについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 13 大量の株券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。但し、顧客の資産 状況、事業内容、取引経過等から、当該大量の株券等を保有していることについて 合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 14 本人が保有していることが疑われるほど大量な無記名証券、他人名義株券に係る取引。但し、顧客の資産状況、事業内容や取引経過から、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 15 短期間のうちに頻繁に株券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。但 し、顧客の資産状況、事業内容や取引経過から、合理的な理由があると認められる 場合を除く。
- 16 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により決済が行われた取引。但し、 預金小切手、本人の取引先及び本人への融資先からの送金等、第三者と本人との関 連が明らかな場合を除く。
- 17 売却代金の振込銀行口座に第三者名義の銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。

第4 保護預りに係る事例

- 18 保護預り契約締結時の状況等に着目した事例については、「第2 口座開設に係る事例」に準じる。
- 19 多額の株式又は債券の買付けにもかかわらず、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用しないで、本券引出しを求める顧客に係る取引。

第5 外国との取引に係る事例

20 資金洗浄対策に消極的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客

- に係る取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 2 1 売却代金の振込銀行口座に資金洗浄対策に消極的な国・地域又は不正薬物の仕出 国・地域に拠点を置く銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。但し、当該振 込依頼に合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 2 2 資金洗浄対策に消極的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人含む。)から紹介された顧客に係る取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。

第6 その他の取引に係る事例

- 23 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- 24 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- 25 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条(犯罪収益等隠匿)又は第11条(犯罪収益等収受)の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- 26 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該 取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- 27 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- 28 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。

(証券金融会社、貸金業者、抵当証券業者、商品投資販売業者、小口債権販売業者、不動産特定共同事業者、金融先物取引業者、短資業者及び住宅金融会社)

預金取扱い金融機関の参考事例を参照してください。